

池田町創業支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町の産業振興及び活性化を図るため、新たに会社や個人事業主として事業を開始するもの（以下「創業者」という。）に対して、予算の範囲内において、池田町創業支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 創業者 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 事業を営んでいない個人が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出により、個人事業主として新たに事業を開始する者。

イ 事業を営んでいない個人が、新たに会社を設立し事業を開始する者。

(2) 個人事業主 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者に該当する個人をいう。

(3) 会社 次のいずれにも該当するものをいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。

イ 会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。

(4) 創業の日 個人事業主にあつては開業の日を、会社にあつては会社設立の日をいう。

- (5) 事業所等 事業の用に供する事務所、店舗、工場等のことをいう。
- (6) 創業塾等 創業支援事業計画に位置づけられた認定連携創業支援事業者が実施する事業及び特定創業支援事業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、当該年度内に町内において新規創業を行う者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町税等を滞納していないこと。
- (2) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 個人事業主にあつては、事業開始の日までに町内に事業所を有していること。
 - イ 法人においては、事業開始の日までに町内を本店所在地とした法人登記が行われていること。
- (3) 池田町商工会に入会すること。
- (4) 商工会・商工会議所等が開催する創業塾等に参加し、適切な事業計画を有していること。
- (5) 補助金対象経費について国、県等他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (6) 許認可を必要とする業種にあつては、既に当該許認可等を受けている者又は当該許認可を受けることが確実に認められる者。
- (7) 創業後、3年以上事業を継続する意志がある者。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付対象としない。

- (1) 農業（園芸サービスを除く）を営む者
- (2) 林業（素形材産業、素形生産サービスを除く）を営む者
- (3) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により規制される業務及びこれに類する業種又は消費者に

著しく不利益を与える事業を営む者

- (4) 第三者が営んでいた事業を承継して行う事業を営む者
- (5) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を営む者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2号に規定する暴力団もしくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係にある者
- (7) 公序良俗に反する事業など町長が適切でないと認める事業を営む者（補助対象経費等）

第4条 補助の対象となる経費は、**交付決定日以降当該年度内**に要した経費のうち次に掲げるもの。

- (1) 設備費（外構工事を除く）
- (2) 設計費
- (3) 備品購入費（PC、印、ソフトウェアなど）
- (4) 広告宣伝費
- (5) 創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費

2 補助金の額は、補助の対象となる経費の2分の1以内の額（その額に1千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、50万円を上限とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、池田町創業支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 創業計画書及び収支予算書兼補助対象経費積算明細書
- (2) 町税の納付状況を確認できる書類
- (3) 池田町創業支援事業補助金に係る誓約書
- (4) 本人確認書のコピー（免許証など顔写真、現住所が記載されている

もので、有効期限内であるもの)

- (5) 個人事業主においては開業届の写し、法人においては法人登記の写し

(給付金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、内容等を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、池田町創業支援事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により交付申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による審査により、補助金を交付することが適当でないとき、池田町創業支援事業補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により交付申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業が完了したときは、事業完了後30日以内または申請日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、池田町創業支援事業補助金交付実績報告書（別記第4号様式）に次に掲げる書類等を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書（補助対象経費に係るもの）
- (3) 事業に係る経費の支出を証明する書類
- (4) 個人事業の開廃業等届出書の写し（個人事業主の場合に限る。）
- (5) 登記事項証明書の写し（法人登記している場合に限る。）
- (6) 営業許可証の写し（許認可を必要とする業種の場合に限る。）
- (7) 補助対象事業の完成、完了写真
- (8) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第8条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、池田町創業支援事業補助金交付確定通知書（別記第5号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第9条 前条の規定による交付決定者は、池田町創業支援事業補助金交付請求書（別記第6号様式）により町長へ補助金を請求するものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。
- (3) 交付決定日の翌日から起算して、3年以内に廃業又は町外へ移転したとき。

（補助金の返還）

第11条 町長は、前条の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（報告）

第12条 交付決定者は、補助事業の運営及び経理等の状況その他の必要な事項について町長が報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。